ＡＥＯ制度に係るシンボルマーク使用規程について

平成23年7月11日財関第792号

標記について、下記のとおり定めたので、平成23年7月12日より、これにより取り扱われたい。

記

１．ＡＥＯ制度に係るシンボルマークの目的

ＡＥＯ（認定事業者）制度に係るシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）は、ＡＥＯ制度の普及を目的とするものである。

２．管理事務

シンボルマークの使用に係る管理事務は、関税局業務課において行う。

３．著作権

シンボルマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、財務省に属するものとする。

４．関税局又は税関が組織として使用する場合

⑴　関税局及び税関（以下「関税局等」という。）がＡＥＯ制度に係る資料等を作成する場合は、可能な限り、シンボルマークを使用するものとする。

⑵　前記⑴の他、ＡＥＯ制度に係る普及活動においては、積極的にシンボルマークを使用するものとする。

５．関税局等の職員が使用する場合

⑴　関税局等の職員は、ＡＥＯ制度に係る業務について、シンボルマークを使用することができる。

⑵　関税局等の職員がシンボルマークを使用する場合は、次の事項を遵守の上、適切に使用しなければならない。

①　シンボルマークの目的を十分に理解し、いやしくもシンボルマークの品位を損なわないようにすること。

②　別添のシンボルマーク使用要領に則って使用し、シンボルマークのデザインの変型、色の変更その他の改変をしてはならないこと。

また、シンボルマークと制度又は事業者種別の名称を組み合わせる場合は、シンボルマーク使用要領に規定する文字を使用すること。

③　シンボルマークを付した物品等を製作し、これを販売する等により利益を得てはならないこと。

④　不適切な使用とされた場合は、直ちにその使用を中止するとともに、関税局業務課の指示に従わなければならないこと。

⑶　シンボルマークの使用に当たり、疑義が生じた場合は、事前に関税局業務課に相談し、了承を得た後に使用するものとする。

６．関税局等及び関税局等の職員以外の者が使用する場合

関税局等及び関税局等の職員以外の者によるシンボルマークの使用は、ＡＥＯ制度の普及に資することを主たる目的として使用する場合であって、関税局業務課がその使用を認めたときに限る。ただし、次に掲げる者がＡＥＯ制度の普及に資することを主たる目的として使用する場合は、あらかじめその使用を認めたものとみなす。

なお、関税局等及び関税局等の職員以外の者がシンボルマークを使用する場合については、前記５．⑵を準用する。

⑴　ＡＥＯ事業者並びにその者が認めたその者の役員及び従業者

⑵　ＡＥＯ制度に係る事業者の業界団体並びにその役員及び従業者

⑶　関税局等が製作したシンボルマークを付した物品等をＡＥＯ制度の普及のため、関税局等から貸与等された者（当該物品等の使用に限る。）

⑷　関税局等が製作したシンボルマークを付した物品等を関税局等から記念品等として譲渡された者（当該物品等の使用に限る。）

⑸　関税局から依頼を受けてシンボルマークを付した物品等を製作する者（当該製作に係る部分に限る。）

（別添）

ＡＥＯ制度に係るシンボルマーク使用要領

|  |  |
| --- | --- |
| パターン | ＡＥＯ制度に係るシンボルマーク |
| 基本＜カラー用＞ |  |
| 基本＜単色用＞背景が白地の場合 |  |
| 基本＜単色用＞背景が黒地の場合 |  |

|  |
| --- |
| シンボルマークに組み合わせて使用する文字 |
| 日本語 | 英語 |
| ＡＥＯ事業者  | Authorized Economic Operator |
| ＡＥＯ制度  | Authorized Economic Operator Program |
| ＡＥＯ輸入者  | AEO Importer |
| ＡＥＯ輸出者  | AEO Exporter |
| ＡＥＯ倉庫業者  | AEO Warehouse Operator |
| ＡＥＯ通関業者  | AEO Customs Broker |
| ＡＥＯ運送者  | AEO Logistics Operator |
| ＡＥＯ製造者  | AEO Manufacturer |
| 税関  | Japan Customs |